

こんなことが
決まりました

予算・条例等

12月定例会では、25件の議案等を審議しました。議論した議案等のうち、主なものを紹介します。

「津山の自然景観と歴史を後世に」 景観条例を制定

津山市の豊かな自然と歴史景観を活かした良好な景観を創出し、次世代に継承をしていくために、景観法に基づく景観形成に関する施策の実施に必要な事項を定める「津山市景観条例」を制定しました。

条例は、平成28年4月1日から施行されますが、景観計画の策定や景観審議会に関する条項については、同年1月1日の施行となります。

〈建設水道委員会での質疑〉

問 罰則的なものはあるのか。

答 景観法上は罰則を制定することもできるが、今回の取り組みでは緩やかな基準からのスタートを考えているため罰則は設けていない。

問 景観計画区域に予定している地元の説明は行っているか。

答 景観形成重点地区の指定は地元の意見を聞くことが必須事項となっているため、8月中旬から6回説明会を行った。説明会ではもっと重点地区を増やすべきではないかといった意見も伺っている。



津山市立ときわ園に 指定管理者制度を導入します

津山市が運営する養護老人ホーム「津山市立ときわ園」について、指定管理者制度を導入します。指定団体はイーエスガーデンなどを運営する「社会福祉法人江原恵明会」、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。



養護老人ホーム「津山市立ときわ園」

〈厚生委員会での質疑〉

問 応募団体が1法人だけであった理由は。

答 最終的に応募団体が1法人

であったが、募集前には多くの問い合わせがあり、具体的に検討されていた団体は複数あったことは確認している。



教えて
指定管理者制度とは
どんな制度？

答 地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他団体に、委託することができるとの制度。津山市では鶴山公園、市営住宅、津山文化センターなどで既に導入されています。

〈12月議会では次の施設の指定管理者も議決しました。〉

- ・津山市加茂町文化センター
- ・(一財)津山市都市整備公社に
- ・津山市勝北文化センター
- ・(有)アライズに

指定期間はいずれも平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。